

## 答申乙第52号（諮問乙第65号事案）

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、別紙1については開示すべきであるが、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

#### 第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成24年1月13日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 精神障害者発見通報書（平成〇年〇月〇日）  
（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 措置入院のための事前調査票（平成〇年〇月〇日）  
（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 退院等の請求に係る意見書（平成〇年〇月〇日）  
（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 退院等の請求に係る意見書（平成〇年〇月〇日）  
（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 退院等の請求に係る意見調書（平成〇年〇月〇日，平成〇年〇月〇日）  
（以下「本件行政文書5」という。）

- 2 実施機関は、上記1（3）から（5）までの行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、非開示部分について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成24年1月18日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第6号ハ該当

当該文書には、開示することにより、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報が含まれているため。

また、上記1（1）及び（2）の行政文書について、部分開示決定（以下「本

件処分2」という。)を行い、非開示部分について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成24年1月25日付けで異議申立人に通知した。

#### 条例第18条第1項第2号該当

当該文書には、請求者以外の第三者の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、請求者以外の特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の第三者の権利利益を害するおそれがあるため。

#### 条例第18条第1項第6号ハ該当

当該文書には、県の機関が行う診断や判定等の事務事業に関する情報が記載されており、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成24年1月26日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分1及び本件処分2を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 その後、実施機関は、異議申立人が本件処分1及び本件処分2の取消しを求めて提起した個人情報部分開示決定処分取消訴訟において、本件処分2のうち、本件行政文書2の「調査員」欄中の職名記載部分を非開示とした部分を取り消すとした判決が確定したことに伴い、本件処分2を変更し、当該部分を開示することとする変更決定を行い、平成25年7月5日付けで異議申立人に通知した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分1及び本件処分2を取り消し、対象文書を全部開示するよう求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求した行政文書には不実の内容が記載されており、自分はその不実の内容により措置入院させられた。部分開示とした決定は不当であり、当該文書

の全部開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書1について

条例第18条第1項第2号及び第6号ハの該当性について

当該文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。平成25年法律第47号による改正前のもの。以下「法」という。）第24条の規定により、警察官が、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）があると認められる者を発見したときに、最寄りの保健所長を経て知事に通報するものである。

通報内容については、法第24条の規定により警察官に通報された者（以下「被通報者」という。）の意向にとらわれない客観的、具体的な内容が要求される。その結果、記載内容は事柄の性質上、被通報者の認識や意向に沿わない内容があると想定されることから、警察は被通報者に開示されないことを前提に当該文書を記載している。仮に、被通報者に開示されることを容認すれば、被通報者の反応に配慮して記載を簡略化し、正確な記載を躊躇するなど通報の形骸化をもたらすこととなり、ひいては制度の適正な運営に重大な支障を及ぼすと認められる。

また、措置入院は、「医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたとき」に、被通報者の意思に反して入院させることができる制度であることから、一般的に、被通報者がこの制度に納得しないことが想定される。

措置入院の決定までの過程で業務に携わった職員の印象を異議申立人に開示した場合、措置入院に対する不満から職員へ不信感や誤解を抱き、今後の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上により、部分開示としたものである。

##### 2 本件行政文書2について

条例第18条第1項第2号及び第6号ハの該当性について

当該文書は、法第27条の規定により、警察からの通報に基づき、保健所職員が措置診察の要否を判断するために、異議申立人及び家族と面接した記録である。

措置診察に至るまでの調査及び評価については、被通報者の意向にとらわれない客観的、具体的な内容が要求される。その結果、記載内容は事柄の性質上、

被通報者の認識や意向に沿わない内容があると想定されることから、職員は被通報者に開示されないことを前提に記載している。仮に、被通報者に開示されることを容認すれば、被通報者の反応に配慮して記載を簡略化し、正確に記載することを躊躇するなど通報の形骸化をもたらすこととなり、ひいては制度の適正な運営に重大な支障を及ぼすと認められる。

また、措置入院は、「医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるとき」に、被通報者の意思に反しても入院させることができる制度であることから、一般的に、被通報者がこの制度に納得しないことが想定される。

措置入院の決定までの過程で業務に携わった職員の氏名や印影を異議申立人に開示した場合、措置入院に対する不満から、職員へ不信感や誤解を抱き、今後の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上により、部分開示としたものである。

### 3 本件行政文書3について

条例第18条第1項第6号ハの該当性について

当該文書は、法第38条の5第4項の規定によるもので、異議申立人の退院の請求を受けた知事の求めに応じ、宮城県精神医療審査会が当該請求に係る入院の必要性の審査を行うにあたり、関係者に報告を求め、これに応じて関係者から提出された書面である。

当該文書の記載にあたっては、法第38条の4の規定により退院等の請求をした者（以下「退院等請求者」という。）の意向にとらわれない客観的、具体的な内容が要求されることから、記載内容には、退院等請求者の認識や意向に沿わない内容があると想定される。このことから、記載者は退院等請求者に開示されないことを前提に記載している。仮に、退院等請求者に開示されることを容認すれば、退院等請求者の反応に配慮して記載を簡略化し、正確に記載することを躊躇するなど手続きの形骸化をもたらすこととなり、ひいては制度の適正な運営に重大な支障を及ぼすと認められる。

以上により、部分開示としたものである。

### 4 本件行政文書4について

条例第18条第1項第6号ハの該当性について

当該文書は、法第38条の5第4項の規定によるもので、異議申立人の退院の請求を受けた知事の求めに応じ、宮城県精神医療審査会が当該請求に係る入院の必要性の審査を行うにあたり、関係者に報告を求め、これに応じて関係者から提出された書面である。

当該文書の記載にあたっては、退院等請求者の意向にとらわれない客観的、

具体的な内容が要求されることから、記載内容には、退院等請求者の認識や意向に沿わない内容があると想定される。このことから、記載者は退院等請求者に開示されないことを前提に記載している。仮に、退院等請求者に開示されることを容認すれば、退院等請求者の反応に配慮して記載を簡略化し、正確に記載することを躊躇するなど手続きの形骸化をもたらすこととなり、ひいては制度の適正な運営に重大な支障を及ぼすと認められる。

以上により、部分開示としたものである。

## 5 本件行政文書5について

条例第18条第1項第6号ハの該当性について

当該文書は、法第38条の5第3項及び第4項の規定に基づき異議申立人などに意見聴取した結果を宮城県精神医療審査会委員（以下「委員」という。）がまとめたものである。

宮城県精神医療審査会においては、適正な医療及び保護を確保するために患者本人の意思によらない入院や行動の制限を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権擁護の観点から入院継続の適否などの審査を行うことが求められている。

このことから、委員は退院等請求者の意向にとらわれない客観的、具体的な内容を記載している。仮に、退院等請求者に開示されることを容認すれば、退院等請求者の反応に配慮して記載を簡略化し、正確に記載することを躊躇するなど手続きの形骸化をもたらすこととなり、ひいては制度の適正な運営に重大な支障を及ぼすと認められる。

また、委員は県の非常勤職員となっており公務員に準ずるが、委員名は非公開としている。さらに、氏名及び印影を退院等請求者に開示した場合、請求の結果に不満がある場合、当該委員個人に対して誹謗・中傷や不当な圧力が加えられ、委員の日常生活や本来業務に影響を及ぼすことが想定される。

以上により、部分開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断

する。

## 2 条例第18条第1項各号の非開示情報について

### (1) 条例第18条第1項第2号について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

- イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

### (2) 条例第18条第1項第6号について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については開示しない旨規定されており、「次に掲げるおそれ」として同号ハで次のように規定されている。

- ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

### 3 条例第18条第1項各号の非開示情報の該当性について

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、実施機関が非開示と判断した部分の妥当性について、以下のとおり審議を行った。

#### (1) 本件行政文書1について

当該文書は、法第24条の規定により、警察官が自傷他害のおそれがあると認められる者を発見したときに、最寄りの保健所長を経て知事に通報するものである。当該文書では、保健所職員の印影、自傷他害のおそれがあると認めた理由についての記載の一部が非開示とされている。

#### イ 印影

当該文書の上部にある押印欄に各職員の印影が記載されているだけで、職員の自らの意見等が記述されているものではないものの、当該文書が措置入院等の処分の端緒となること、措置入院が被通報者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該処分や事前調査に関わった職員を特定し得る情報を開示した場合、被通報者が記載内容の真偽や詳細等を確認するために、これらの者に対し、問い合わせ等を行うことにより、当該事務又は将来の同種の事務の公正、円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

#### ロ 自傷他害のおそれがあると認めた理由

実施機関が非開示とした部分には、警察官が関係者から聴取したと思われる異議申立人の病歴及び生活状況並びに異議申立人からの事情聴取の状況及び内容が率直かつ具体的に記載されている。これらの記載内容は、警察官が被通報者を自傷他害のおそれがあると判断するに至った理由及び過程を説明するものであり、事柄の性質上、被通報者の認識や意向に沿わない事柄を含むものである。これらの情報が開示されることになると、被通報者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定される。

また、これらの情報が開示されることになれば、関係者が被通報者から通報書に記載された内容等について追及されることをおそれて、関係者からの警察官に対する情報提供等の協力が得られなくなることが想定される。

以上のことから、当該情報を開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若し

くは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

ただし、客観的事実のみを記載した内容であって、警察官の評価、判断等の要素が含まれておらず、異議申立人も了知している情報については、同項第6号ハには該当せず、また、同項第2号ただし書イに該当し、開示が妥当である。

## (2) 本件行政文書2について

当該文書は、法第27条の規定により、警察署長からの通報に基づき、保健所職員が措置診察の要否を判断するために、異議申立人及び家族と面接した記録である。当該文書では、生活歴及び既往歴の記載の一部（異議申立人の両親との生活状況）、問題行為欄（問題行為の内容）、主要症状の記載の一部（通報時の事情聴取の状況及び内容）、調査時の状況の記載の一部（当該状況に関する付記事項）、調査員の氏名及び印影が非開示となっている。

### イ 生活歴及び既往歴

実施機関が非開示とした部分には、保健所の調査員が、措置入院に関する診察の要否を判定するにあたって、異議申立人のこれまでの生活歴や現在の病状に関するこれまでの履歴を関係者から聴取した内容が記載されている。その記載内容から情報提供をした関係者が特定されるほか、関係者の具体的な行動内容が記載されており、これは明らかに異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、当該情報には聴取された関係者の率直な意見等も含まれており、当該情報が開示されることになれば、関係者が被通報者から記載された内容等について追及されることをおそれて、自由かつ率直な意見を述べなくなり、関係者からの保健所に対する情報提供等の協力が得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上により、条例第18条第1項第2号及び第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

### ロ 問題行為

異議申立人の問題行為についての調査員の判断が該当項目を選択する形で記載されている。

当該情報が措置入院に関する診察の要否を判断する要素になること、措



置入院が被通報者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該情報を開示した場合、被通報者が保健所職員へ不信感や誤解を抱いたり、記載内容の真偽や詳細等確かめるために、保健所職員に対して問い合わせ等を行うことにより、当該事務又は将来の同種の事務の公正、円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

#### ハ 主要症状

実施機関が非開示とした部分は、上記(1)の本件行政文書1にも記載のある、警察官の事情聴取の状況及び内容を記したもので、警察官の判断及び評価の要素が含まれたものである。当該情報が開示されることになると、被通報者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定され、ひいては保健所の調査員等が措置入院に係る診察の要否の判断に必要な情報が得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

#### ニ 調査時の状況

実施機関が非開示とした部分には、保健所職員が、異議申立人及び家族と面会した際の状況及び内容が率直かつ具体的に記載されている。これらの情報が開示されることになると、被通報者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定される。このことから、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

#### ホ 調査員の氏名及び印影

当該文書が措置入院等の処分の端緒となること、措置入院が被通報者の意思にかかわらず強制的に入院させることができる制度であることなどを考慮すると、当該処分や事前調査に関わった職員を特定する情報を開示した場合、被通報者が記載内容の真偽や詳細等確かめるために、調査員に対し、問い合わせ等を行うことにより、当該事務又は将来の同種の事務の公正、円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条

第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

なお、本件処分2において、実施機関は調査員の職名を非開示としていたが、上記第2の4のとおり、当該部分を開示することとする変更決定を行っているため、当審査会は当該部分については判断しない。

(3) 本件行政文書3について

当該文書は、法第38条の5第4項の規定によるもので、異議申立人の退院の請求を受けた知事の求めに応じ、宮城県精神医療審査会が当該請求に係る入院継続等の必要性の審査を行うにあたり、両親に報告を求め、これに応じて両親から提出された書面であり、異議申立人の措置入院、退院の請求に至るまでの経緯や退院の請求に対する両親の意見が記載されており、両親の署名及び押印の部分や意見欄の最初の1行目を除きすべて非開示となっている。

異議申立人についてのこれまでの経過等について説明しながら、異議申立人の退院の請求にかかる親としての思いが自筆で書かれている。記述の中には、部分的には単に事実を書いているにすぎないように見える部分もあるが、そのような部分も、異議申立人の現在に至る経過を親としての視点から書いたものであり、内心の思いを記述した部分と一体のものとして認められる。

以上により、当該文書は、個人の心情を吐露した内容であり、個人の人格と密接にかかわる情報であることから、一体として異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示が妥当である。

(4) 本件行政文書4について

当該文書は、法第38条の5第4項の規定によるもので、異議申立人の退院の請求を受けた知事の求めに応じ、宮城県精神医療審査会が当該請求に係る入院継続等の必要性の審査を行うにあたり、主治医に報告を求め、これに応じて主治医から提出された書面である。当該文書では、異議申立人の生活歴及び既往歴等の記載の一部、主治医が入院加療が適切であるとした理由について記載されている部分が非開示とされている。

イ 生活歴、既往歴等

実施機関が非開示とした部分には、異議申立人のこれまでの生活歴や現在の病状に関するこれまでの履歴について、関係者から聴取したと思われる内容が記載されている。当該情報が開示されることになれば、関係者が退院等請求者から記載された内容等について追及されることをおそれて、自由かつ率直な意見を述べなくなり、関係者からの主治医に対する情報提

供等の協力が得られなくなり、ひいては実施機関が措置入院等に係る事務を行うにあたり、判断に必要な情報を得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

ロ 入院加療が適切であるとした理由

医師として入院加療が適切であると判断した理由について、率直かつ具体的に記載されており、当該情報が開示されることになると、退院等請求者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

(5) 本件行政文書5について

当該文書は、法第38条の5第3項及び第4項の規定に基づき主治医、家族及び異議申立人に意見聴取した内容等を委員2名が各々まとめたものである。当該文書では、委員の氏名、生活歴及び既往歴等の記載の一部、主治医及び家族から聴取した内容の全部、委員の意見についての記載の一部が非開示となっている。

イ 委員の氏名

後述のとおり委員の意見が入院継続を相当とするものであり、退院を求める異議申立人の意向に反するものであることを考慮すれば、委員を特定し得る当該情報を異議申立人に開示した場合、記載内容の真偽や詳細等を確かめるために、委員に対し、問い合わせ等を行うことにより、当該事務又は将来の同種の事務の公正、円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

ロ 生活歴、既往歴等

実施機関が非開示とした部分には、異議申立人のこれまでの生活歴や現在の病状に関するこれまでの履歴について、関係者から聴取したと思われる内容が記載されている。当該情報が開示されることになれば、関係者が退院等請求者から記載された内容等について追及されることをおそれて、自由かつ率直な意見を述べなくなり、関係者からの委員に対する情報提供等の協力が得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目

的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

#### ハ 主治医及び家族から意見聴取した内容

実施機関が非開示とした部分は、委員が退院の請求に係る入院継続の必要性の審査を行うにあたり、主治医及び家族から意見を聴取した内容を記載したものである。当該情報が開示されることになれば、これらの者が退院等請求者から記載された内容等について追及されることをおそれて、自由かつ率直な意見を述べなくなり、委員が情報提供等の協力が得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

ただし、主治医等から聴取した入院後の経過等に関する内容のうち、主治医等の評価、判断等の要素が含まれておらず、客観的事実のみを記載した情報については、同号に規定する「事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれ」があるとまでは認められず、開示が妥当である。

#### ニ 聴取者（委員）の意見

実施機関が非開示とした部分には、委員として入院継続が必要であると判断した理由について、率直かつ具体的に記載されている。当該情報が開示されることになると、退院等請求者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらすことが想定され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示が妥当である。

#### 4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

## 別紙 1

行政文書名	項目(欄)	審査会の判断 (開示が妥当と判断した部分)
本件行政文書 1	自傷他害のおそれがあると認められた理由	1 1 行目 5 文字目から 1 2 行目 2 文字目まで
	同上	1 4 行目 1 文字目から 同行 3 文字目まで
本件行政文書 5 (平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日)	主治医からの意見聴取	1 行目 1 文字目から 同行 2 7 文字目まで
	同上	7 行目 2 3 文字目から 1 1 行目 1 2 文字目まで
	同上	1 7 行目 1 文字目から 同行 2 9 文字目まで
本件行政文書 5 (平成 2 1 年 1 1 月 5 日)	入院後の経過	1 行目 1 文字目から 同行 3 7 文字目まで
	同上	2 行目 1 2 文字目から 4 行目 9 文字目まで
	同上	4 行目 1 4 文字目から 5 行目 7 文字目まで
	主治医の意見	1 行目 1 文字目から 2 行目 3 文字目まで
	同上	3 行目 2 8 文字目から 同行 3 5 文字目まで

(注)

- 1 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から 1 行目として、順次数え上げたものである。
- 2 ○文字目とは、1 行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を 1 文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。

## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 3. 28	○諮問を受けた（諮問乙第65号）。
24. 6. 28 (第163回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 8. 23 (第177回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 10. 31 (第179回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 11. 21 (第180回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 12. 11 (第181回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 3. 18 (第184回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 4. 14 (第185回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 23 (第186回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 19 (第187回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 6 (第191回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 20 (第192回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12・12 (第193回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 3. 17 (第196回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 4. 16 (第197回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 5. 28 (第198回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 6. 25 (第199回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 7. 29 (第200回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成24年10月13日まで)

氏名	区分	備考
井坂正宏	学識経験者	会長職務代理者
小野純一郎	法律家	会長
菅原泰治	学識経験者	
中谷聡	法律家	
細川美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)

(平成26年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島淳子	学識経験者	
井坂正宏	学識経験者	
中谷聡	法律家	会長
細川美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	会長職務代理者
松尾大	法律家	

(五十音順)

(平成27年9月16日現在)

氏名	区分	備考
飯島淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木好志	法律家	
中原茂樹	学識経験者	
細川美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	
松尾大	法律家	会長

(五十音順)